

令和7年度 鎌倉市交通マスタープラン改定支援業務委託 仕様書

1 総則

本仕様書は「令和7年度 鎌倉市交通マスタープラン改定支援業務委託（以下「本業務」という。）」に適用する。

2 目的

鎌倉市では、令和6年度から、将来の都市像を見据えた総合的な交通政策の基本方針を定める「鎌倉市交通マスタープラン（以下「交通マス」という。）」の改定作業を、市民や交通事業者及び関係行政機関等で構成する「鎌倉市交通計画検討委員会（以下「委員会」という。）」において実施している。

本業務は、委員会におけるこれまでの調査・検討及び超高齢社会の進展、自動車運転技術の進展、新たな移動の概念であるMaaSや次世代交通システムなど多様な地域交通手段、首都圏中央連絡道路の開通などの外部環境の変化等を踏まえ、鎌倉市都市マスタープランなどの上位計画や別途策定を目指している「(仮称) 鎌倉市地域公共交通計画（以下「地交計画」という。）」の検討内容とも密に連携しながら、市の交通マスの改定について必要な業務を支援することを目的とする。

3 対象範囲

鎌倉市全域

4 履行期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月31日まで

5 計画期間

令和8年度から令和27年度までの20年間とする。

6 業務内容

(1) 計画準備

本業務の実施にあたり、業務概要、実施方針、業務工程表、業務体制、打合せ計画、照査計画等の手順を記した業務計画書を作成する。

なお、業務計画書の作成にあたっては、履行期間内に実施する計画改定に必要な調査・検討、委員会での審議等のプロセスを明記するものとする。

また、受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にし、発注者と協議し、了承を得た上で変更業務計画書を提出しなければならない。

(2) 交通ネットワークの配置方針の検討

将来都市像や上位計画で示される交通ネットワークや首都圏中央連絡道路の開通などを踏まえ、市の将来交通ネットワークの配置方針について検討する。

(3) 交通施策の検討

地域別構想の結果を踏まえつつ、実施内容、実施主体、実施時期等を検討する。なお、公共交通

に関する実施計画は、地交計画等との連携を図るものとする。

(4) 地域別構想の検討

委員会における調査・検討及び市民アンケート調査結果等に基づき、抽出された交通課題に対応するため、各地域別に将来目指す交通像、実施内容等を検討する。なお検討すべき地域の切り口については、鎌倉、大船、深沢、玉縄、腰越の5地域を基本とするが、上位計画の議論等も踏まえつつ、発注者の指示に従い検討すること。

(5) 交通戦略プランの検討

高速道路や新駅構想の実施時期、交通課題に対する市民の深刻度等を踏まえ、短期的に実施すべき交通施策を検討する。また、交通施策を検討する際は発注者と相談しながら参考となるような国内・海外事例を調査すること。

(6) 実現化方策の検討

実施計画の実現化方策（実施に向けた課題）、進捗管理、達成目標（アウトカム指標）を検討する。

(7) (改定) 交通マス(案)の策定

これまでの検討結果を踏まえ(改定)交通マスの素案を作成し、その後実施するパブリックコメント等の結果を反映した(改定)交通マス(案)を策定する。

なお、計画(案)については市内各地域で説明等を実施することを想定し、これに係る開催支援及び開催に伴う事務の補助・資料作成を行う。

(8) パブリックコメント等の実施支援

- ア パブリックコメント等の実施に関する公表用資料の作成
- イ 市民等から寄せられた意見の整理、分析、回答案の作成
- ウ (改定)交通マス(案)への反映

(9) 市民説明会の運営支援

地域別構想等の検討をするにあたり、説明会を発注者と相談の上、必要に応じて開催し、計画への反映を検討する。

- ア 説明会資料の作成
- イ 説明会開催に関連する事務の補助
- ウ 説明会への出席(助言・提言等)
- エ 説明会意見の整理・分析・議事録作成

(10) 委員会の運営支援(3回程度を想定)

- ア 会議資料の作成
- イ 会議開催に関連する事務の補助
- ウ 会議への出席(助言・提言等)
- エ 会議録の作成

(11) 報告書のとりまとめ

本業務における検討資料を取りまとめた報告書を作成する。

7 協議・打合せ等

協議・打合せ等については業務着手時及び業務進捗報告も含め、週に1回程度定例会を実施することとし(定例会の実施方法については別途発注者と協議して定める)、それ以外の協議については必

要に応じて適時行うものものとする。なお、必要なやり取りや調査は迅速に行うこととし、上位計画の検討等も踏まえつつ発注者の指示に応じて必要な調査の実施や資料作成など、議論が深まるように努めること。

8 業務の進め方

受注者は、本業務を実施するにあたり、発注者の意図、目的を十分理解し、調査・検討に必要な適切な人員を配置するとともに必要に応じて迅速に調査を実施する等、発注者との連絡を密にして最高知見等を発揮するように努めなければならない。

- (1) 受注者は、本業務にかかわる資料・成果物等については、内容が外部に漏れることのないように慎重に取り扱うこと。
- (2) 受注者は、本業務を実施するにあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項は、鎌倉市契約規則に従うものとする。

9 法令等の順守

法令及び条例等の関連諸法規を遵守すること。

10 再作業

本業務完了後、受注者の過失又は遺漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者と相談の上、速やかに訂正、補足その他の処理を行うこととする。

11 資料等の貸与及び返還

発注者は、本業務を遂行する上で必要と求められる資料、データ等（以下「貸与品」という。）を貸与する。

また、貸与を受けた受注者は、管理技術者の注意をもって管理し、本業務以外の目的に使用しないものとし、本業務が完了したときは、速やかに貸与品を本市に返還するものとする。

12 提出書類

契約締結後、受注者は次の関係書類を契約締結後 14 日以内に発注者に提出しなければならない。

(1) 業務着手時

ア 業務着手届及び管理技術者選任届（経歴書を添付）

なお、管理技術者は技術士（総合技術監理部門の都市及び地方計画・鉄道・道路のいずれか、又は建設部門の都市及び地方計画・鉄道・道路のいずれか）の資格を有する者、もしくは RCCM（都市計画及び地方計画、鉄道、道路部門のいずれか）の資格を有する者とする。

イ 担当者名簿（経歴書を添付）

ウ 業務計画書（「6 - (1) 計画準備」で規定した内容を記載）

(2) 成果物の納入時

ア 委託業務完了届

イ 成果物引渡書

13 成果物

受注者は、本業務が完了したときは、次のとおり成果物を提出しなければならない。なお、これらをまとめた資料を電子データにして提出（データは鎌倉市のOA機器で処理できる形式とし、DVD-R等の電子媒体に格納し、正副1部ずつ提出）することとし、詳細な仕様等にあたっては、発注者と協議の上、決定するものとする。

(1) 成果図書

- ア 鎌倉市交通マスタープラン 50部
- イ 鎌倉市交通マスタープラン<概要版> 100部
- ウ 報告書及び本業務に関連し作成した資料 正副1部ずつ
- エ 打合せ議事録等 正副1部ずつ

(2) 成果図書仕様（ア～エ共通）

A4判縦、横書き、作図等は適時（A3判の折り込み可）、カラー版

14 成果物の帰属等

本契約による成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利含む）は、成果品引渡しの時点で受注者から発注者に移転する。

また、受注者は本契約の成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しない。

15 成果物の納入期限

令和8年(2026年)3月31日まで

16 留意事項

(1) 個人情報や企業等の営業情報となる秘密情報の保護等の厳守及び他用途への使用は禁止する。

また、本業務の受注者は、業務の遂行にあたっては秘密を厳守し、秘密情報の漏洩がないよう機密保持に万全を期すこと。

(2) 一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。

ただし、契約業務の一部を委託する場合については、発注者の承認を得るものとする。

(3) (仮称)鎌倉市地域公共交通計画との連携

同時期に策定が予定されている(仮称)鎌倉市地域公共交通計画との連携を図り、成果物の内容に齟齬が生じないように、密に発注者等と協議すること。

17 その他

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合には、速やかに協議するものとする。